

名古屋市教育委員会定例会

平成 25 年 3 月 25 日

午後 2 時

教育委員会室

議 案

- 第 23 号議案 名古屋市野外教育センター処務規則の一部を改正する規則案について
- 第 24 号議案 名古屋市女性会館処務規則の一部を改正する規則案について
- 第 25 号議案 名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について
- 第 26 号議案 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について
- 第 27 号議案 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について
- 第 28 号議案 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について
- 第 29 号議案 名古屋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について
- 第 30 号議案 名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について
- 第 31 号議案 名古屋市体育館条例施行規則の一部を改正する規則案について
- 第 32 号議案 名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則案について
- 第 33 号議案 名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則案について
- 第 34 号議案 名古屋市立中学校の通学区域の設定及び変更について
- 第 35 号議案 名古屋市スポーツ推進計画の策定について

出席者

古	川	隆	委員長
野	田	敦 敬	委 員
服	部	はつ代	委 員
梶	田	知	委 員
福	谷	朋 子	委 員
伊	藤	彰	教育長

教育次長始め、事務局職員 26 名

(古川委員長)

ただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、第 23 号議案「名古屋市野外教育センター処務規則の一部を改正する規則案について」から第 25 号議案「名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について」は関連していますので、一括して議題といたします。事務局の説明をお願いします。

(津坂総務課長)

第23号議案「名古屋市野外教育センター処務規則の一部を改正する規則案」から第25号議案「名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案」までにつきましては、平成25年度の組織改正に伴う規則改正ですので、一括してご説明いたします。

初めに、第23号議案「名古屋市野外教育センター処務規則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。

野外教育センターの効率的な運営を図るため、平成25年度から野外学習センターの管理運営を、民間に委託する予定であります。改正内容は、先の2月市会において、平成25年4月1日から、野外学習センターを稲武野外教育センターの分館とすることとなったことに伴い、職員の配置に係る規定を整備するものです。

次に、第24号議案「名古屋市女性会館処務規則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。改正内容は、先の2月市会において、平成26年度より、男女平等参画推進センターを現在の女性会館に移設し、女性会館と男女平等参画推進センターの2施設を、指定管理者により一体的に管理することが認められたことに伴い、施設改修工事や指定管理者の募集選定など、施設を一体的に管理するための各種の事務や調整を円滑に進めるため、女性会館に主幹と主査を設置するものです。

次に、第25号議案「名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。改正内容は、志段味図書館で、平成25年4月1日から指定管理者制度が導入されることに伴い、鶴舞中央図書館庶務係の分掌事務に志段味図書館の図書選定業務等に関することを加える等、分掌事務に係る規定を整備するものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第23号議案から第25号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第26号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(津坂総務課長)

第26号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。

改正内容は、桜台高等学校はじめ4校（桜台、緑、名東、工業）の生徒定員を変更するものでございます。

よろしくご審議をお願いします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第 26 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 27 号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(津坂総務課長)

第27号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。

改正内容は、2 点ございます。

1 点目は、守山養護学校の高等部では、平成23年度から「産業科」を設置し、本市における軽度の知的障害の生徒のための職業教育の充実を図っており、生徒の進級により学級数が増加することから、生徒定員を増やすものでございます。

2 点目は、西養護学校はじめ 3 校（西、南、天白）の高等部普通科の生徒定員を変更するものでございます。

よろしくご審議をお願いします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第 27 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 28 号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(津坂総務課長)

第28号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。

改正内容は、2点ございます。

1点目は、近年の入園児の状況等を勘案して、第一幼稚園はじめ14園（増：第二、吹上、常磐、高田、鳴子、報徳、梅森坂、おりべ、はとり、比良西。減：第一、第三、大高、猪高）について、園児定員・学級数の増減を行うものでございます。

2点目は、昨年度から11園で実施しております預かり保育について、保護者のニーズの高まり等を踏まえ、子育て支援の充実を図るため、預かり保育の実施園を6園追加（第一、桶狭間、大高、大幸、二城、猪高）するものでございます。

よろしくご審議をお願いします。

（古川委員長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第28号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（古川委員長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第29号議案「名古屋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

（津坂総務課長）

第29号議案「名古屋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。

改正内容は、先の2月市会において、平成25年4月1日から、野外学習センターを稲武野外教育センターの分館とすることとなったことに伴い、規定を整理するものです。

よろしくご審議をお願いします。

（古川委員長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第29号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 30 号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(津坂総務課長)

第30号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。

改正内容は、おおきく 2 点ございます。

1 点目は、志段味図書館で、平成 25 年 4 月 1 日から指定管理者制度が導入されることに伴い、規定の整理を行うものです。

2 点目は、図書館利用者へのサービス拡充のため、視聴覚資料の貸出しに係る手続等について、規定の整備を行うものです。

よろしくご審議をお願いします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第 30 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 31 号議案「名古屋市体育館条例施行規則の一部を改正する規則案について」から第 33 号議案「名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則案について」は関連していますので、一括して議題といたします。事務局の説明をお願いします。

(津坂総務課長)

第31号議案「名古屋市体育館条例施行規則の一部を改正する規則案」から第33号議案「名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則案」までにつきましては、内容が関連しますので、一括してご説明いたします。

改正内容は、おおきく 3 点ございます。

1 点目は、先の 2 月市会において、枇杷島スポーツセンターはじめ体育館 6 館のほか、瑞穂運動場、志段味スポーツランドの計 8 施設において、平成26年 4 月 1 日から、利用料金制度を導入することとなったことに伴う規定の整備でございます。

2 点目は、先の 2 月市会において、瑞穂運動場で貼り紙・貼り札等の広告の表示ができることとなったことに伴い、教育委員会の許可に関する手続を定めるものでござ

います。

3 点目は、瑞穂公園ラグビー場の電光表示装置を、大型映像装置に更新することに伴い、利用料金の基準額を定めるものでございます。

よろしくご審議をお願いします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

利用料金制度について簡単に説明をお願いします。

(坪井主幹 (スポーツ施設))

利用料金制度を導入するということですが、以前にご説明したかもしれませんが、従来は使用料ということで、指定管理者がお客様からいただいた料金を市の歳入として市の財布に入っていました。利用料金制度の導入ということになりますと、直接指定管理者の財布に入る、ということになります。そうすることによって、指定管理者としてはよりよいサービスを提供してお客様を取り込むことにより、収入増加を図ったりして、これまで以上に効率的、効果的な経営をすることができる、というものです。

(古川委員長)

利用料金制度の導入のメリットはどのような点ですか。

(坪井主幹)

直接指定管理者の収入になるということで、インセンティブが働きます。ということで 24 年度から約半分のスポーツ施設について利用料金制度を導入しています。そうすることにより、週に 1 回休日ですが、それを減らすとか、通常の利用時間を延長するとか、マッサージチェアが置かれたり、あまり利用されていなかった会議室等をスポーツフロアに改造し、ボルダリングウォールを置いたり、いいマシンを置いたり、ということでサービスの向上、効果的な経営がなされているところです。

(古川委員長)

言い換えると利用される方たちが、より喜んでいただけるようなサービスが導入されていく、ということが目的ということですね。

(坪井主幹)

その通りです。

(古川委員長)

他の施設があるのかわかりませんが、他の施設も洗い出して、やれるところがあればリストアップをして、前向きに検討してもらいたいと思います。

他にできそうな施設はあるのでしょうか。

(小山企画経理課長)

教育委員会でもすでにご議論いただいておりますが、女性会館や生涯学習センターについても、25 年度中に利用料金制度で募集をしていく、という流れができていますので、生涯学習センター等については拡大をしていくことになるかと思います。

(古川委員長)

時間がかかってもいいので、スポーツ関連について資料を出していただきましたので、他も一度教育委員会の関連の施設について、一覧にして一度何かの機会にだしていただければと要望したいと思います。

もう一つ、守山スポーツセンターについて、利用料金制度を導入していないことについて、みなさんに説明をしてください。

(坪井主幹)

守山スポーツセンターについては、P F I 事業として平成 20 年 1 月に長期の契約を結んでいます。平成 42 年度まで長期に整備だけでなく、運営も含んだ形になっていまして、そういった契約を締結しています。

私どもも条例を改正するに先立ち、守山スポーツセンターの契約の相手方とお話をさせていただき、利用料金制度について協議をしましたが、相手方の方と同意はできませんでした。

(古川委員長)

P F I 方式とはどのようなものですか。

(坪井主幹)

プライベートファイナンスイニシアチブ、というのですが、民間のノウハウ、資金調達力まで含めたもので、施設の建設から運営まで長期に民間の効率的な方法で行う、という手法です。

(古川委員長)

守山の場合は土地は市のものですか。

(坪井主幹)

市のものがございます。

(古川委員長)

建物、運営を一括してやっているという理解でよろしかったですね。

他にご意見もないようですので、第 31 号議案から第 33 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 34 号議案「名古屋市立中学校の通学区域の設定及び変更について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(佐野施設計画室長)

第 34 号議案について説明させていただきます。

本議案は、先の 2 月市会において、学校設置条例一部改正の議決をいただきました吉根中学校の新設による通学区域の設定と、それに伴います志段味中学校の通学区域の変更についてお諮りするものです。

別紙参考図をご覧ください。

これまで志段味中学校の通学区域となっておりました志段味西小学校と吉根小学校の通学区域を志段味中学校の通学区域から除き、新たに吉根中学校の通学区域とし、志段味中学校の通学区域を吉根中学校の通学区域を除いた、志段味東小学校と下志段味小学校の通学区域とするものでございます。

施行日といたしましては、吉根中学校の開校予定であります平成 27 年 4 月 1 日を予定しております。

以上、第 34 号議案につきまして、ご説明させていただきました。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第 34 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 35 号議案「名古屋市スポーツ推進計画の策定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(久田スポーツ振興課長)

「名古屋市スポーツ推進計画の策定について」ご説明させていただきます。

本件は 9 月 5 日の意見交換会、12 月 12 日に協議題として提出させていただいたものでございます。12 月 21 日に教育子ども委員会でご意見を賜ったあと、12 月 28 日か

ら 1 月 28 日の期限でパブリックコメントを実施いたしました。なお、パブリックコメントの結果については、後程ご説明させていただきます。

それでは、名古屋市スポーツ推進計画の策定について、ご説明いたします。

基本理念については、「やろまい 運動・スポーツ」でナゴヤ・元気 UP！スポーツを通じた交流・個から社会へということ。基本目標としましては、1 点目としてはスポーツの楽しさ・意義への気づきを促進し、親しむきっかけをつくる、2 点目としては、いつでも、どこでも、だれとでも、気軽にスポーツを楽しむことができるよう機会・場を提供する、3 点目としては、トップアスリートと地域、世代間、地域内等様々な好循環を生み出すサポート体制により、持続可能なスポーツの推進体制を構築するとしております。

数値目標としては、週に 1 回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合を 65%以上とすることとしております。

次に計画期間でございますが、平成 25 年度から概ね 10 年間といたしております。

施策体系としましては、意識啓発・スポーツ実施機会の提供、支援体制の充実、活動の場の充実を掲げさせていただいております。詳細につきましては、資料 1 の 15 頁以降に記載いたしております。後程ご覧いただけたらと思います。

次に、先ほど申し上げましたパブリックコメントの結果でございます。

資料 2「名古屋市スポーツ推進計画（案）に対する市民意見の内容及び市の考え方」をご覧ください。

9 名、30 件のご意見を頂戴いたしました。意見の内容としては、スポーツの定義について、計画案の中で、競技的スポーツのみではなく、レクリエーション、趣味として、交流のため気軽に身体を動かすこと、体力づくり、健康維持・増進のために身体を動かすことなどもスポーツとするといったしましたが、このことに、賛同するご意見、現状と課題の記載事項に係る、ささえるスポーツ、みるスポーツの範疇についてのご意見、副題の「ナゴヤ」の表記に対する意見など 8 件があり、また、今後の生涯スポーツ推進策については、施設利用者としての要望から、新規施設の建設要望、計画の記載内容に期待するといったものまで 22 件のご意見をいただきました。ご意見には、愛知県体育館の移転整備等本市として主体的に対応困難な要望、財政的物理的に困難なご意見もございましたが、その他のご意見については、今後計画に基づき事業を実施していく際の参考にしていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、ご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

（古川委員長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

私から 1 点ご質問いたします。パブリックコメントは 30 件ご意見がありますが、答えていただいた方が 9 名、ということで、非常に少ないと思います。かなりのお金をかけて計画を策定していますが、少し意見が少ないのではないかと思います。その理由はいろいろ考えられると思いますが、もっといろいろな方面で意見を徴収できるように考えなくてはならないのではないかと思います。次回はもっと意見がでるように

事務局で考えていただきたいと思います。

(久田スポーツ振興課長)

今回パブリックコメントについては、区役所や生涯学習センター、スポーツ関係ということで、愛知県体育館や、愛知県図書館、などの県の施設にもお送りしましたが、結果的に少ない結果でしたので、今後検討していかなければならないと思います。ただ、パブリックコメントは計画を作成するときに実施するので、次回計画策定時に行うことになります。

(古川委員長)

実際市の施設には案内はされていなかったのですか。

(久田スポーツ振興課長)

基本的に図書館、生涯学習センター、博美科等名古屋市関係施設にはすべて送っております。各スポーツセンターにも送っております。

(梶田委員)

このパブリックコメントのご意見もどこかに公表するのですか。

(久田スポーツ振興課長)

H P 等で公開いたします。

(古川委員長)

他にご意見もないようですので、第 35 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日本日の案件は全て終了いたしました。

教育委員会定例会を終了いたします。

午後 2 時 25 分終了